

東大和市まち・ひと・しごと創生会議設置要綱
(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定に基づく東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略等に関する意見を聴くため、東大和市まち・ひと・しごと創生会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について、委員により表明された意見を、市長に報告する。

- (1) 東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。
- (2) その他まち・ひと・しごと創生に関する市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 会議は、市民、産業に関する者、デジタル分野に精通する者並びに行政機関、教育機関、金融機関及び報道機関に属する者による委員15人以内をもって構成する。

(座長及び副座長)

第4条 会議に座長及び副座長1人を置き、座長は委員の互選により、副座長は座長が指名する。

- 2 座長は、会議の進行を務める。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 会議は、市長の求めに応じ座長が招集する。

- 2 会議が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、政策経営部企画政策課が処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成27年4月28日市長決裁）

この要綱は、平成27年4月28日から施行する。

附 則（令和4年3月8日市長決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月24日市長決裁）

この要綱は、令和5年5月24日から施行する。

附 則（令和6年3月27日市長決裁）
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。